

麻布大学各種方針

令和 8（2026）年 4 月

目次

理念・目的.....	1
I. 建学の精神.....	1
II. 教育理念	1
III. 大学の目的.....	1
IV. 獣医学部及び各学科の目的	1
1. 獣医学部の目的.....	1
2. 獣医学科の目的.....	1
3. 獣医保健看護学科の目的	1
4. 動物応用科学科の目的	1
V. 生命・環境科学部及び各学科の目的.....	2
1. 生命・環境科学部の目的	2
2. 臨床検査技術学科の目的	2
3. 食品生命科学科の目的.....	2
4. 環境科学科の目的	2
VI. 大学院の目的	2
VII. 獣医学研究科及び各課程の目的	2
1. 獣医学研究科の目的.....	2
2. 獣医学専攻博士課程の目的.....	2
3. 動物応用科学専攻博士後期課程の目的	3
4. 動物応用科学専攻博士前期課程の目的	3
VIII. 環境保健学研究科及び各課程の目的.....	3
1. 環境保健学研究科の目的	3
2. 環境保健科学専攻博士後期課程の目的	3
3. 環境保健学研究科博士前期課程の目的	3
内部質保証.....	4
I. 内部質保証のための全学的な方針及び手続.....	4
教育・学習・学生の受け入れ.....	7
I. 麻布大学の3つの方針	7
II. 獣医学部及び各学科の3つの方針	7
1. 獣医学部.....	7
2. 獣医学科.....	9
3. 獣医保健看護学科	10

4. 動物応用科学科.....	12
II. 生命・環境科学部及び各学科の3つの方針.....	14
1. 生命・環境科学部	14
2. 臨床検査技術学科	15
3. 食品生命科学科.....	16
4. 環境科学科	17
III. 麻布大学大学院の3つの方針.....	18
IV. 獣医学研究科及び各課程の3つの方針	19
1. 獣医学研究科	19
2. 獣医学専攻博士課程.....	20
3. 動物応用科学専攻博士後期課程	21
4. 動物応用科学専攻博士前期課程	22
V. 環境保健学研究科における各課程の3つの方針	23
1. 環境保健学研究科博士後期課程	23
2. 環境保健学研究科博士前期課程	24
VI. 麻布大学学修の成果に係る評価等の基準（アセスメント・ポリシー）	25
教員・教員組織	29
I. 麻布大学の求める教員像及び教員組織の編制方針.....	29
II. 獣医学部・各学科の求める教員像及び教員組織の編制方針	29
1. 獣医学部.....	29
2. 獣医学科.....	30
2. 獣医保健看護学科	32
3. 動物応用科学科.....	33
III. 生命・環境科学部・各学科の求める教員像及び教員組織の編制方針.....	34
1. 生命・環境科学部	34
2. 臨床検査技術学科	34
3. 食品生命科学科.....	35
4. 環境科学科	35
IV. 獣医学研究科の求める教員像及び教員組織の編制方針	36
V. 環境保健学研究科の求める教員像及び教員組織の編制方針	36
学生支援	38
I. 学生支援の方針	38
1. 学生支援の基本方針.....	38
2. 修学支援の方針.....	38

教育研究等環境	39
I. 教育研究等環境の整備に関する方針.....	39
1. 基本方針.....	39
2. キャンパス整備.....	39
3. 教育研究設備の整備.....	39
4. 情報システムの整備.....	39
5. 図書・学術雑誌の整備（収書方針）	39
6. 研究環境.....	39
7. 研究倫理.....	40
社会連携・社会貢献	41
I. 社会連携・社会貢献に関する方針	41
1. 地域連携・社会貢献・生涯学習・高大連携.....	41
2. 産学連携.....	41
3. 国際交流.....	41
大学運営・財務	42
I. 大学運営に関する方針	42
1. 基本方針	42
2. 法人組織.....	42
3. 教学組織.....	42
4. 事務組織.....	43

理念・目的

I. 建学の精神

学理の討究と誠実なる実践

II. 教育理念

地球共生系～人と動物と環境の共生をめざして～

III. 大学の目的

麻布大学は獣医学、畜産学、獣医保健看護学、動物応用科学、生命科学及び環境科学に関する専門の学術を教授研究し、その応用能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめ、進んで学術の進歩と人類の生活向上に寄与し、平和社会の建設に貢献することを目的とする。

IV. 獣医学部及び各学科の目的

1. 獣医学部の目的

獣医学部は、幅広い獣医学、獣医保健看護学及び動物応用科学教育を行い、生命と福祉に関わる科学者としての責任感に基づいて、社会的使命を正しく遂行し得る獣医師、愛玩動物看護師及び動物応用科学の専門家を育成するとの理念に基づき、社会より与えられた責任に対して応えられ、かつ、国際的視野を持つことができる人材を養成することを目的とする。

2. 獣医学科の目的

獣医学科は、獣医師としての科学的思考力と応用能力を展開させ、生命と福祉に関わる科学者としての社会的使命を遂行できる能力及び動物の生理や病態、疾病の処置とその予防並びにヒトと動物の感染症、動物性食品衛生及び環境衛生に関する科学的知識と技術を併せ持つ人材を養成することを目的とする。

3. 獣医保健看護学科の目的

獣医保健看護学科は、愛玩動物看護師として、獣医療、動物愛護及び適正飼養など、ヒトと動物の健康と福祉、QOL（Quality of Life）の向上にかかわる分野の科学的根拠に基づいた貢献ができ、さらにヒトと動物の生命と福祉及び未来の共生社会に対して社会的使命を遂行できる能力を持つ人材を養成することを目的とする。

4. 動物応用科学科の目的

動物応用科学科は、動物に関わる生命科学を基盤として、人と動物のより良き関係を学び、人と動物の共生を目指して、遺伝子レベルから生態系レベルに至る動物の保有する諸機能を人間生活に安全かつ効果的に活用するための知識と技術を教授し、人と動物に関わる諸分野で活躍できる専門技術を備えた人材を養成することを目的とする。

V. 生命・環境科学部及び各学科の目的

1. 生命・環境科学部の目的

生命・環境科学部は、生命科学及び環境科学の立場から、健全な生命を育むための教育研究を展開し、もって、人の健康の維持増進や環境の安全・保全に関わる専門性の高い技術者や環境問題に対応できる人材を育成することを目的とする。

2. 臨床検査技術学科の目的

臨床検査技術学科は、基礎学力の充実に図り、臨床検査に関する専門知識、技術を習得し、更に高い倫理観を有し、高齢者・障害者医療にも対応可能で、感染症対策、栄養サポート、糖尿病療養指導などのチーム医療を実践する一員としてふさわしい高い能力を有する臨床検査技師の養成を目的とする。

3. 食品生命科学科の目的

食品生命科学科は、健康な社会を維持・発展させるために、人の公衆衛生及び保健衛生学を基礎として食品科学・栄養学及び衛生学を学び、食の安全・安心に関わるリスク評価と食品の機能性に関わる専門性の高い食品衛生、食品科学及び公衆衛生分野で活躍する幅広い職業人の養成を目的とする。

4. 環境科学科の目的

環境科学科は、環境を保全し健全な社会を持続的に発展させるために、環境衛生学、環境分析学、環境評価学及び環境保全学を学び、環境問題を正確に把握し対応できる能力を身に付け、これまでに集積された科学技術を有効に活用し、環境保全や社会の持続的発展に貢献できる人材の養成を目的とする。

VI. 大学院の目的

麻布大学大学院は、麻布大学の建学の精神に則り、本学学部における教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高い技術力及び研究指導能力を養い、また、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

VII. 獣医学研究科及び各課程の目的

1. 獣医学研究科の目的

獣医学研究科は、獣医学、動物応用科学を基盤として、動物と人（ヒト）の健康社会・生命科学を探究し、地球上に共存する動物と人（ヒト）に関わる学術の論理及び応用を追究・教授することを理念とする。この理念に基づき、獣医学研究科は、人類と動物の福祉、社会の平和、生物としての共生並びに文化の進展に貢献する人材を育てることを目的とする。

2. 獣医学専攻博士課程の目的

獣医学専攻では、動物とヒトの生命科学として、より高度な臨床獣医師や高度の専門性を有する職業人、研究者及び教育者を養成するため、問題解決能力、実践・実務能力を重視し

た教育研究体制を組織する。また、獣医学専攻では、ヒトの健康に寄与することも考慮し、主として、予防獣医学、遺伝子診断、遺伝性疾患、免疫治療、移植、感染症、臨床薬理、臨床中毒、臨床病理、病態病理及びバイオインフォマティクスなどの幅広い研究・教育を通して、より専門性の高い研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3. 動物応用科学専攻博士後期課程の目的

動物応用科学専攻博士後期課程は、博士前期課程（修士課程）で修得した広い視野に立って、より高度な専門性をもつ職業人、研究者及び教育者を養成するため、人と動物健康科学などの研究・教育を通してその学術的基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4. 動物応用科学専攻博士前期課程の目的

動物応用科学専攻博士前期課程では、日本社会の実情にあった、人と動物の健康社会を科学する人材を養成するため、動物、微生物などに由来する遺伝子、細胞、タンパク質などの機能解析とその応用、食品科学における危険要因の低減、除去及び生理活性マテリアルとしての環境改善への応用、更に「健康な動物」の持つ機能の人間生活への活用、野生動物の保全・人間社会との軋轢の軽減などの研究・教育を通して、高度な専門性職業人に必要な能力を養うことを目的とする。

VIII. 環境保健学研究科及び各課程の目的

1. 環境保健学研究科の目的

環境保健学研究科は、生命・環境科学部における教育・研究を基盤として、人を中心に、健康、食、環境の三つの要素を統合的かつ科学的に理解し、教育研究の展開を追究するため、深い学術的教育・研究を行うことを理念とする。この理念に基づき、環境保健学研究科は、人が健やかで安全に暮らせる社会の構築に貢献できる能力を有する人及び高度専門職業人を育成することを目的とする。

2. 環境保健科学専攻博士後期課程の目的

博士前期課程で修得した知識と技術を更に向上させ、独創性の高い研究能力を培い、関連する分野で自立した研究者、指導者となるにふさわしい能力を養成することを目的とする。

3. 環境保健学研究科博士前期課程の目的

高い倫理観を養うとともに、バイオサイエンスを取り入れた臨床検査技術学領域、食品健康科学領域及び環境科学領域における高度な専門知識と技術を備えた中堅の研究者、技術者又は統括指導者となるにふさわしい能力を養成することを目的とする。

内部質保証

I. 内部質保証のための全学的な方針及び手続

1. 内部質保証の基本的な考え方

麻布大学（以下「本学」という。）は、建学の精神及び教育理念を体現するとともに、本学の目的を達成するため、教育研究活動及びその他本学の諸活動について恒常的に自己点検・評価を行い、その結果に基づいて改善・向上を図るための内部質保証システムを構築することで、本学の教育研究及びその他諸活動の質を継続的かつ積極的に向上させるよう取り組む。特に内部質保証の主要な要素となる教育の企画・設計から運用、検証、改善・向上に至る教育及び学修の適切性を確保するための一連の活動として、卒業又は修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「3つの方針」という。）を起点とする PDCA サイクルを適切に機能させ、学修者本位の教育を実現する。

また、本学は社会の負託を受けた自律的な組織体であることに鑑み、学生の学修実態や学修成果を含めた教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他諸活動の状況等を公開することで、社会に対する説明責任を果たす。

このような内部質保証システム自体の適切性及び有効性について、自己点検・評価を行うとともに、内部質保証最高責任者による検証、学外有識者で構成する外部評価委員会の評価総括、認証評価機関の評価結果等も踏まえ、改善・向上を図る。

2. 内部質保証の体制

(1) 内部質保証最高責任者

内部質保証最高責任者は学長とする。学長は、内部質保証の方針の策定、全学的な自己点検・評価報告書の作成、自己点検・評価結果に基づく改善指示（以下「学長改善指示」という。）を発出する権限を有する。また、自己点検・評価報告書の内容、学長改善指示に対する取組状況及び内部質保証の推進状況の総括を行い、内部質保証システムが適切かつ有効に機能しているか検証する。

(2) 内部質保証推進組織・内部質保証推進担当者

全学の内部質保証の推進に責任を負う組織に、学長が主宰する教育研究会議を充てる。教育研究会議は、内部質保証の方針に基づき、自己点検・評価に係る方針・計画の立案、恒常的かつ全学的な自己点検・評価の実施、学長改善指示に基づく部局の取組状況の監理及び改善支援を担う。

また、学長の負担を軽減し、内部質保証を円滑に推進するため、学長が指名する内部質保証推進担当者を置くことができるものとする。内部質保証推進担当者は、学長の下、自己点検・評価や外部評価の実施に向けた企画立案・調整、学長改善指示とする項目の検討等を行い、教育研究会議において、学長が内部質保証に関する事項を迅速かつ円滑に確認できるよう取り組む。

(3) 自己点検・評価組織

内部質保証の推進と自己点検・評価活動を一元的に行うため、大学全体の自己点検・

評価を恒常的かつ全学的に実施する自己点検・評価組織に教育研究会議を充てる。また、学部・研究科等の各部局に自己点検・評価組織を置き、教育研究会議が定める事項について、教育研究会議と有機的な連携を図りながら、自己点検・評価を実施する。各部局の自己点検・評価組織の構成、運営形態等は、教育研究会議の意見を聴いて、学長が定める。

(4) 外部評価組織

自己点検・評価結果の妥当性と客観性を高めるとともに、内部質保証システムの適切性及び有効性を点検・評価するため、外部評価委員会を設置する。外部評価委員会は、学園の役員又は教職員でない、学長が委嘱した学外有識者3人以上5人以内の委員をもって構成する。

(5) 事務局

内部質保証に関する事務を総括する部署を置く。当該部署は、学長及び内部質保証推進担当者の指示を受け、自己点検・評価の実施に向けた企画立案・調整、自己点検・評価報告書の作成、学長改善指示の項目検討、改善に向けた取組状況の監理等を事務担当として担う。

3. 内部質保証の手続

(1) 計画の策定

学長は、教育理念や大学の目的の実現に向け、学長としての方針（以下「学長方針」という。）を毎年定める。また、その他各種方針は、教育研究会議において、策定する。

(2) 諸活動の実施

部局長等は、学長方針や各種方針に基づき年度目標を設定した上で、その目標の達成に向け、教育、研究、入学者選抜、学生支援、社会連携、大学運営等に取り組む。

(3) 自己点検・評価の実施

教育研究会議において、自己点検・評価に係る方針やアセスメント・プランを定め、部局等に対し自己点検・評価を行うよう指示する。当該方針等に則り、各教員にあっては教員活動状況報告書を作成し、自らが所属する部局の長に提出する。全学横断的な部局を含め、学部、研究科、委員会等の各部局にあっては、担当事務局と連携して自己点検・評価を行い、部局ごとに自己点検・評価報告書を作成し、教育研究会議に提出する。

教育研究会議に提出のあった部局の自己点検・評価報告書に基づき、学長は教育理念や大学の目的の実現に向けた取組がなされているか、内部質保証の方針に則り PDCA サイクルを適切に機能させているかを踏まえ、全学的な観点で検証を行い、全学の自己点検・評価報告書を作成する。

また、学長が点検・評価結果に基づいて改善が必要であると判断した場合は、教育研究会議の意見を聴いて、当該部局に対し報告期限を定めた上で学長改善指示を発出する。

なお、自己点検・評価結果は、妥当性及び客観性を担保するため、外部評価委員会による検証を受けるものとする。

(4) 自己点検・評価結果に基づく改善活動の実施及び改善状況等を踏まえた方針の策定

学長改善指示のあった部局は、定められた期限までに改善活動を行い、その結果を教育研究会議に報告する。部局の報告内容に基づき、教育研究会議において、学長は自ら

の指示に沿って改善活動が行われたか確認し、改善の完了を認めた事項にあっては当該部局にフィードバックを行い、改善の不十分を認めた事項にあっては改めて期限を付して学長改善指示を発出する。加えて、学長は、自己点検・評価結果や改善状況を踏まえ、翌年度の学長方針を定めることで、継続的かつ恒常的な PDCA サイクルを機能させるよう努める。その他各種方針は、教育研究会議において検証を行い、必要に応じて改める。

また、各部局等が3つの方針を含めた各種方針、教育課程等の改正を発議する場合は、大学基準やアセスメント・プランに基づく自己点検・評価結果を踏まえ、その趣旨を要綱に取りまとめて、あらかじめ教育研究会議の意見を聴くものとする。

(5) 内部質保証システム自体の有効性及び適切性の評価

教育研究会議において、学長は全学の自己点検・評価報告書及び学長改善指示に対する各部局の取組状況を総括し、教育研究会議が内部質保証推進組織としてその任務を十分に果たしているか、内部質保証システム自体が有効かつ適切に機能しているか検証する。また、外部評価委員会においても、内部質保証システムの適切性及び有効性を点検・評価するほか、最終的な外部検証として認証評価機関による大学評価を受審し、その結果を踏まえ、改善・向上を図る。

(6) 自己点検・評価結果の公表

学長は、教育研究活動をはじめとした本学の諸活動及びその改善・向上の状況の透明性を担保するため、自己点検・評価報告書及び公表が必要であると判断した情報を公表する。

教育・学習・学生の受け入れ

I. 麻布大学の3つの方針

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

獣医学、畜産学、獣医保健看護学、動物応用科学、生命科学及び環境科学の教育に基づき、ICTを活用し、人と動物と環境の共生をめざす専門的知識と技術を習得し、主体的に学び続け、他者と協働して共に成長できる、幅広い視野を持ち国際社会に対して積極的に貢献できる能力を身に付け、所定の単位の修得及び所定の課程を修了して卒業を認めた者に対して、学士の学位を授与する。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

麻布大学は、学生にディプロマ・ポリシー（卒業の認定に関する方針）に掲げる専門知識・技術などの実践力、主体的に学びを継続しながら他者と協働して共に成長し、幅広い視野を持って国際社会に対して積極的に貢献できる能力及び適切な倫理観を修得させるために、基礎教育あるいは教養教育系科目、専門教育系科目を体系的に編成し、ICTを活用しカリキュラムの充実を図り、講義、演習、実習等を適切に組合わせた授業により主体的・自律的な学習を促す教育を実施する。

入学者の受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

麻布大学では「学理の討究と誠実なる実践」を建学の精神とし、大学の教育の目的を、獣医学、畜産学、獣医保健看護学、動物応用科学、生命科学及び環境科学に関する専門の学術を教授研究し、その応用能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめ、進んで学術の進歩と人類の生活向上に寄与し、平和社会の建設に貢献することとしている。この目的を達成するために、獣医学部と生命・環境科学部を設置し、そこでは教育理念として「地球共生系『人と動物と環境の共生をめざして』」を掲げて教育研究を実施している。両学部ともに、本学の建学の精神をよく理解し、教育の目的、教育理念に賛同し、明確な目的意識を持ち、主体性をもって多様な人々と協働した学びや自己の成長への強い意欲に溢れ、能動的に貢献する姿勢を持ち、また大学教育を受けるに十分な基礎学力を有する学生を求めている。

II. 獣医学部及び各学科の3つの方針

1. 獣医学部

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) ICTを活用して獣医学、獣医保健看護学及び動物応用科学の一分野についての専門知識と技術、実践力を持ち、動物と人の健康と福祉の維持増進や動物との共生に活用できる。（知識・理解）
- (2) 科学や技術が社会に及ぼす影響を理解し、適切な倫理感を備え、高い視点から、自立かつ論理的な判断を行うことができる。（倫理感、思考・判断）
- (3) 高度専門技術者あるいは専門技術者として自らの目標を明確に持ち、問題を提起し解

決するために必要となる専門知識と技術を自ら修得するために、主体的・自律的に取り組むことができる。(自律性、関心・意欲)

- (4) 多様性のある社会において、幅広い教養や専門知識と技術を総合的に活用しながら、他者と協働して共に成長し、他者のために責任ある行動を取ることができる。(多様性理解、態度)
- (5) 自らの思考・判断の根拠とプロセスを説明し、伝達するためのプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力をもつ。(技能・表現)

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

獣医学部では、その理念・目的に基づき、ICTを活用して幅広い教養と専門性を修得し、高い倫理感を身につけた人材を養成するため、獣医学科、獣医保健看護学科及び動物応用科学科を置き、以下の方針に基づいて、教育課程を編成・実施します。

教育課程編成の方針

- (1) 高等学校までに履修した内容の定着が十分でない学生、あるいは高等学校で履修していない科目群をもつ学生に対して、大学教育への円滑な導入を図るための入門科目群を設置する。
- (2) 幅広い教養と基本的な学習能力の獲得のため、すべての学生が履修する基礎教育科目を配置する。
- (3) 専門知識と技術を体系的に学ぶため、学科の専門科目を、知識と技術の順次性を確保して体系的に設置する。
- (4) 学科の専門分野を超えて、学際的な視点を養う科目を設置する。
- (5) 地域社会や産業界など外界との相互作用を通じて、視野を広げ考えを深める対話的な学びの能力を養う科目を設置する。
- (6) 獲得した知識や技術を統合し、課題の解決と新たな価値の創造につなげていく能力や、主体的かつ自律的な態度を育成するために、概論、特論、ゼミ、卒業論文などの科目を設置する。

実施の方針

- (1) 各授業科目について、到達目標、授業計画と実施方法、成績評価基準等を明確にして、シラバスで周知する。
- (2) 主体的に考える力を育成するために、アクティブラーニング（双方向型授業、グループワーク、発表など）を積極的に取り入れるなど、授業形態、指導方法を工夫する。
- (3) 実践力を涵養するために、ゼミや実習、卒業論文などで授業形態と指導方法を工夫する。
- (4) 成績評価基準に基づき、厳格かつ適正な評価を行う。
- (5) 学位授与方針に基づく学生の学習過程を重視し、在学中の学習成果の全体を評価する。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

獣医学部の理念・目的を達成するために、次のような資質を持つ人材を求めている。

- (1) 人や動物に対する思いやりの心を持ち、主体性をもって多様な人々と協働し、能動的に社会に貢献する意志を持っている人
- (2) 学習意欲が旺盛で、高等学校までの基礎学力、特に生物・化学を含む理科の学力が十

分に備わっている人

- (3) 自ら課題を課し解決できる能力、考える力、判断する力、表現する力が備わっている人

2. 獣医学科

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

本学科に定められたカリキュラムを ICT を活用して学修することで、次のような人材が育成されることを目標とする。

- (1) 獣医師としての専門分野の学問内容についての知識を持つ。
- (2) 獣医師として、臨床・家畜衛生・公衆衛生に対応できる専門家としての実践能力を持つ。
- (3) 獣医師としての高い倫理観を有し、高度な専門職業人として責任を持った行動をとることができる。
- (4) 獣医師である高度な専門職業人として、課題発展能力・問題解決能力を持ち、獣医療の進歩や生命科学に関する社会のニーズの変化に、持続的に対応できる柔軟さと学習意欲を持つ。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

本学科では、動物に関する分子生物、細胞、組織、器官および個体レベルの正常な機能についての知識を基盤として、感染症の原因や引き起こす病態、社会への影響、防疫はもちろん、化学物質が生命に及ぼす影響の客観的評価、動物の疾患の原因特定や予防、治療法とその結果の評価に至るまでの広範囲の獣医学知識と技術を身に付けることで、動物の保健衛生の向上ならびに畜産業の発達に貢献し、また公衆衛生の向上に寄与できる人材を育成することを目標とする。このような広範囲な獣医学専門教育を効率よく学修できるようにするため、ICT を活用する。専門教育を、基礎獣医学系（組織・解剖学、生理・生化学）、病態獣医学系（薬理・毒性学、微生物学、病理学、免疫学）、生産獣医学系（家畜衛生学、産業動物臨床学）、臨床獣医学系（小動物臨床学）及び環境獣医学系（公衆衛生学、実験動物学）の 5 系のカテゴリーに分け、系内及び系外教員との協力体制の下に教育を展開する。目的に基づき、以下のような特徴あるカリキュラムを編成する。

- (1) 初等年次では、教養から基礎獣医学まで幅広い知識や倫理観を身に付けるために基礎系教員と獣医学系教員の協力による総合的なカリキュラムを設定する。生物学、細胞生物学、分子生物学、化学、生態学などの学問の理解を通じて生命の基礎となる知識を身に付けるとともに、科学英語やコンピュータ演習を通じて、ICT を活用した情報収集、レポート作成方法を身に付ける。獣医解剖学、組織学、発生学およびこれらの実習を通じて細胞から個体における動物の形態を、また獣医生理学、生化学およびこれらの実習を通じて動物の機能について学ぶ。また教員および社会人として活躍する獣医師による獣医学概論を通じて、獣医師の仕事や責務など、卒業後の自らの姿を低学年から考える素材を提供する。
- (2) 中等年次では、病態獣医学系や生産獣医学系、臨床獣医学系の教員によって、微生物

とそれによって引き起こされる病態について学ぶ専門的なカリキュラムを設定する。寄生虫学、細菌学、ウイルス学を通じて微生物の動物体内での動態や疾病発症、伝染性について理解する。またミクロからマクロレベルの詳細な病態は、獣医病理学で深く理解できるようにする。

- (3) 高等年次では、生産獣医学系、臨床獣医学系、環境獣医学系の教員が中心となり、小動物臨床獣医師、産業動物臨床獣医師、家畜衛生獣医師あるいは公衆衛生獣医師などの獣医師としての専門性を身に付け、実践力を体得するためのカリキュラムを設定し教育している。授業では、基礎獣医学系、病態獣医学系科目で修めた技術や知識を十分応用し、疾病を分子から個体レベルまで理解できるようにする。生産負荷をかけられる経済動物である牛や馬、豚などの特性や、疾病の発生機序と病態、診断と治療についての知見をもとに、防疫や疾病予防に関する技術と知識を提供する。また、繁殖学では、豚や牛、馬の生殖とその異常、治療法についての技術と知識を提供する。小動物分野では、さまざまな疾病について、内科学総論、臨床病理学、臨床薬理学、呼吸循環器病学、消化器病学、泌尿生殖器官病学、内分泌代謝学、臨床栄養学、神経病学、血液免疫病学、皮膚病学、臨床行動学、外科学総論、手術学総論、麻酔学、軟部組織外科学、運動器病学、臨床腫瘍学、眼科学、画像診断学の立場から診療の技術と知識を提供する。臨床系の実習においては、学術情報センターのシステムを活用し、学生が学外においても PC やタブレットを用いて臨床技術の予習および復習を映像にて学び理解できる環境を提供する。
- (4) 問題解決能力を向上させるため、ICT を利用した論文検索で得られた知見や実験等で得られた新知見の集大成として、卒業論文を配置する。
- (5) 獣医師として、社会に巣立つための獣医師ライセンスの取得を目的とした獣医師国家試験対策のために、専門教育 5 系に属する獣医学系全教員の連携による総合的なカリキュラムを設定する。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

本学科の教育は、獣医師として高い倫理観を有し、高度な専門知識・技術を身に付けて社会に貢献できる人材を養成することを目的にしているため、次のような人物を求める。

- (1) 人や動物、自然が好きな人
- (2) 獣医学に強い関心を持ち、獣医師となることについて明確な目的意識を持っている人
- (3) 獣医師になるための情熱及び他者への思いやりと奉仕の心、高い倫理観を持つ人

3. 獣医保健看護学科

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

本学科では、獣医保健看護学におけるリテラシーとコンピテンシーを兼ね備えた、次のような人材の養成を目標とする。

- ① 愛玩動物看護師としての基礎及び専門分野の学問内容についての知識を有し、獣医療の補助、動物の看護、動物愛護及び適正飼養に対応できる専門家としての技術と実践力を持つ。

- ② 動物看護領域における動向や最先端科学から得られるエビデンスに基づく情報を読み解き、課題発見・課題解決にあたることのできる科学リテラシーを備える。
- ③ 飼い主や獣医師など周囲との密なコミュニケーションを介した獣医療の充実化に寄与するコンピテンシーを備える。
- ④ ヒトと動物の共生の在り方や倫理観、道德観を養い、その高い視座から獣医療の進歩や生命科学に関する社会のニーズに持続的に対応しうる柔軟さと学習意欲を持ち、ヒトと動物の共生社会の発展に貢献する能力を持つ。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

獣医学及び動物科学の基礎並びに専門教育を効率よく学修でき、またその中でリテラシーとコンピテンシーを兼ね備えられるように、ICT を活用し、基礎動物学、基礎動物看護学、臨床動物看護学及び愛護・適正飼養学の4つのカテゴリーに分けて教育を展開する。

- ① 1年次では、化学、生物、英語などの科目配当で基礎学力を身に付けながら、キャリアデザイン基礎スタディ・スキルズなどを通じ、リテラシー能力の基盤を構築する。また、専門教育科目の基礎となる動物の形態や機能、行動様式についての学びを開始するほか、愛玩動物看護師として重要な生命倫理・動物福祉や職業倫理の概念を学び、動物看護学への修学意欲を高める。
- ② 2年次では、1年次の学修内容をもとに、動物の栄養や適正飼養、感染症について理解を深め、内科・外科診療の補助に必要な知識修得など臨床動物看護学に関する学びを開始する。また、教養科目の社会学等に加え、データサイエンス教育により、ヒトと動物の生命と福祉及び共生にかかわる情報の適切な理解と伝達能力及びリテラシーを養う。
- ③ 3年次では、2年次までの学修内容を発展させ、内科・外科診療の補助のための技術を習得し、動物の個々の状態に合わせた看護の計画や提供について学ぶことで、愛玩動物看護師としての専門性を高める。また、チーム医療を実践する上で重要な動物医療コミュニケーションを学びコンピテンシーを養う。
- ④ 4年次では、愛玩動物看護師として社会に巣立つために、動物病院における実践的な動物看護実習に参加するとともに、国家試験対策科目を通して国家資格取得を目指す。また、課題研究又は卒業論文等に取り組み、ヒトと動物の共生という高い視座を持ったリテラシーとコンピテンシーを向上させる。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

本学科の教育は、愛玩動物看護師として高い倫理観を有し、獣医保健看護学におけるリテラシーとコンピテンシーを兼ね備えることでヒトと動物の共生社会に貢献できる人材を養成することを目的にしているため、次のような人物を求める。

- ① 人や動物、自然が好きな人
- ② 動物看護学の基礎となる獣医学と動物科学に強い関心を持ち、愛玩動物看護師となるこ

とについて明確な目的意識を持つ人

- ③ 愛玩動物看護師になるための情熱及び他者への思いやりと奉仕の心、高い倫理観を持つ人

4. 動物応用科学科

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

本学科の定めた教育課程に在籍し、本学科の目的に沿って設定した授業科目を履修し、基準となる単位数を修得することが学位授与の要件である。修得すべき授業科目は、ICT を活用し、講義、演習・実習、フィールド・ワーク、卒業論文等の科目が含まれる。この卒業要件を満たすことで、「動物生命実践的ジェネラリスト」として、主体的に学び続け、他者と協働してともに成長できる、次のような人物が育成されることを目標とする。

DP1 知識・技能

- (1) 動物応用科学における基本的な知識を体系的に理解するとともに、基礎教育等を通じて、広い教養を習得し、豊かな人間性、社会性を身につけ、生命の尊厳を守り社会の中で生じる多様な課題を解決するために必要な知識や技能を身につけていること。

DP2 思考・判断・表現

- (2) 自分の意見を文書や口頭で表現し、それに対する相手の意見を理解することで、さまざまな問題を発見し、他者と良好なコミュニケーションをとりながら解決策を導くことができること。

DP3 態度・志向性

- (3) 動物応用科学科で獲得した知識や技能を活用し、自ら学びを深め、価値観や意見の異なるさまざまな人と協働して社会に役立てることができること。

DP4 総合的な学習経験と創造的思考力

- (4) 獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、科学的根拠に基づいた人と動物と環境の共生に対する論理思考と実証する方法を身につけており、自らが立てた新たな課題に、それらを適用し解決する能力を有していること。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

動物にかかわる職務は世界規模での物資の流通や人間の移動に伴い多様化している。その一方で、業務自体は各々の地域に根ざしたものであることからグローバルな視点を持って地域社会に貢献できることが必要となっている。

本学科では ICT を利用した教育により、主体的・自立的な学習を促す教育によって、専門及び関連分野の幅広い知識力と、地域に根差し現実的課題に対応した実践応用力を備えた「動物生命実践的ジェネラリスト」を育成し、社会で活躍できる人材の輩出を目指す。

そのため、1 年次、2 年次には、基礎教育的科目群を多く配置する。(DP2、3、4)

同時に、実践的な対応力を養うための専門領域横断的な科目（専門基礎・専門共通）を多く配置し「動物生命実践的ジェネラリスト」の基礎を形成する。(DP1)

3 年次、4 年次は、研究室に所属しながら動物生命科学系と動物人間関係学系と専門共通系に区分けされた科目群をバランス良く履修することで動物応用科学の研究室に依拠した

それぞれの専門を学びながら領域横断的な科目を学んで「ジェネラリスト」として専門を実践に生かす応用力・問題解決能力を開発する。

動物生命科学系科目群では、遺伝子から、細胞、組織・臓器、微生物、個体、群集、生態系までの種々の段階における生命現象を、保全・増殖、機能解析、利用・開発並びに人と動物に対する安全の観点から、分子から個体までの多様なレベルで総合的に学ぶ。

動物人間関係学系科目群では、伴侶動物、介在動物、野生動物、産業動物を対象に、人の福祉や教育現場に活用できる、動物の特性とその応用及び人と動物と環境の共生について学ぶ。

学年毎には以下のようなカリキュラム進行とした。

- (1) 1・2 年次は、動物応用科学が目指す人と動物とのより良い共生のための幅広い科目を配当した。1 年次前期から生物学、化学、生態学などで基礎学力を身に付け、その後段階的に専門基礎科目を配当し、動物の形態と機能、動物の特性及び基本的な病態について教育する。また、学科の学問領域を理解するための動物応用科学概論、動物人間共生論、基礎ゼミなどを通じ、動物応用科学の広がり認識し、修学意欲、社会貢献への意識を高める。
- (2) 3 年次以降は、拡大・深化した動物応用科学の諸領域を動物の生命活動とその資源利用・開発に関わる動物生命科学系科目群と、人と動物のより良き共生関係を目指す動物人間関係学系科目群、専門共通系科目群に分け、それぞれをバランス良く学ぶことで領域横断的な能力を養う。
- (3) 4 年次には、卒業論文等によりそれぞれの領域における動物応用科学の専門性の追求と、それを基礎とした人間社会への貢献の在り方を学ぶ。具体的には、社会最先端の実験手法、それを基にした動物機能性製品や新たな動物飼育法、社会調査、フィールド・ワークを体験し、そのデータ解析やレポート作成・口頭発表などを通じて、最新の情報を社会へ発信する能力、社会ニーズに対応するための問題発見・解決能力を身に付けてゆく。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

本学科の目的を理解し、自ら学ぶ姿勢を持ち、本学での学習を通して、主体性を持って多様な人々と協働し、人と動物と社会の接点で社会に貢献できる実践的ジェネラリストとしての能力を身に付け、動物応用科学の諸領域で活躍したいという強い意志と意欲を持った人物を募集する。中でも次のような人物を求めている。

- (1) 問題意識を持ちチャレンジ精神が旺盛である人
- (2) リーダーシップと協調性を有する人
- (3) 動物応用科学の諸領域に主体的に興味を持ち続ける意欲のある人 上記の人物を求めするため、一般入試・大学入学共通テスト利用入試を行う。また、思考力・判断力・表現力等の能力、さらに協調性、主体性を持つ人物を選考するため、AO 入試、推薦入試を行う。

Ⅱ. 生命・環境科学部及び各学科の3つの方針

1. 生命・環境科学部

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 臨床検査技術学、食品生命科学及び環境科学の一分野について ICT を活用して専門知識と実践力を身につけ、人の健康の維持増進や環境の安全・保全に活用できる。（知識・理解）
- (2) 科学や技術が社会に及ぼす影響を理解し、適切な倫理感を備え、高い視点から、自立したかつ論理的な判断を行うことができる。（倫理感、思考・判断）
- (3) 専門技術者として自らの目標を明確に持ち、問題を提起し解決するために必要となる専門知識と技術を自ら修得するために、主体的・自律的に取り組むことができる。（自律性、関心・意欲）
- (4) 多様性のある社会において、幅広い教養や専門知識を総合的に活用しながら、他者と協働して共に成長できる責任ある行動を取ることができる。（多様性理解、態度）
- (5) 自らの思考・判断のプロセスを説明し、伝達するためのプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力をもつ。（技能・表現）

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

生命・環境科学部では、その理念・目的に基づき、幅広い教養と専門性を修得し、高い倫理感を身につけた人材を養成するため、臨床検査技術学科、食品生命科学科及び環境科学科を置く。各学科では ICT を活用しカリキュラムの充実を図ると共に主体的・自律的な学習を促す教育を実践するために、以下の方針に基づいて、教育課程を編成・実施する。

教育課程編成の方針

- (1) 高等学校までに履修した内容の定着が十分でない学生、あるいは高等学校で履修していない科目群をもつ学生に対して、大学教育への円滑な導入を図るための入門科目群を設置する。
- (2) 幅広い教養と基本的な学習能力の獲得のため、すべての学生が履修する基礎教育科目を配置する。
- (3) 専門知識と技術を体系的に学ぶため、学科の専門科目を、知識と技術の順次性に留意して体系的に設置する。
- (4) 学科の専門分野を超えて、学際的な視点を養う科目を設置する。
- (5) 地域社会や産業界など外界との相互作用を通じて、視野を広げ考えを深める対話的な学びの能力を養う科目を設置する。
- (6) 獲得した知識や技術を統合し、課題の解決と新たな価値の創造につなげていく能力や、主体的かつ自律的な態度を育成するために、概論、ゼミ、卒業論文などの科目を設置する。

実施の方針

- (1) 各授業科目について、到達目標、授業計画と実施方法、成績評価基準等を明確にして、シラバスで周知する。
- (2) 主体的に考える力を育成するために、アクティブラーニング（双方向型授業、グループワーク、発表など）を積極的に取り入れるなど、授業形態、指導方法を工夫する。

- (3) 実践力を涵養するために、ゼミや実習、卒業論文などで授業形態と指導方法を工夫する。
- (4) 成績評価基準に基づき、厳格かつ適正な評価を行う。
- (5) 学位授与方針に基づく学生の学習過程を重視し、在学中の学習成果の全体を評価する。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

生命・環境科学部は、「生命科学及び環境科学の立場から、健全な生命を育むための教育研究を展開し、もって、人の健康の維持増進や環境の安全・保全に関わる専門性の高い技術者や環境問題に対応できる人材を育成すること」を目的とする。

この目的が達成されるために、次のような資質を持つ人材を求めている。

- (1) 基礎学力を有し、生命科学及び環境科学の学びを通して、自ら課題を見出し、その課題解決のため必要とする知識・技術を習得しようとする学習意欲を持ち、主体性をもって多様な人々と協働する意欲と積極性及び創造性を持っている人
- (2) 高度な専門知識をもって、社会に貢献することに強い意識を持っている人

2. 臨床検査技術学科

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 臨床検査で必要となる専門知識と技術を修得し、社会で実践できる能力をもつ。（知識、理解）
- (2) 高い倫理観を持ち、チーム医療の一員として活躍できる能力をもつ。（倫理観）
- (3) 臨床検査により得られた情報と疾患との関連性を正確に把握できる。（思考、判断）
- (4) 臨床検査の専門性を理解し、最新の専門知識と技術を主体的に学び続けることができる。（自律性、関心・意欲）
- (5) 自ら課題を発見し、その解決方法を構築する能力、論理的にプレゼンテーションできるコミュニケーション能力をもつ。（態度、表現）

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

臨床検査技術学科ではその目的に基づき、医療従事者として幅広い教養、高い専門性および倫理観を身につけるため以下の方針に基づいて教育課程を編成・実施する。「臨床検査技師養成教育」に必要な 107 単位を基本として、主に 1～2 年次に於いて倫理観を養うための生命倫理学及びキャリア演習、科学英語論文を理解するための基礎科学英語及び医学英語などの教養科目のほか、1 年次に於いて ICT を活用するスキルを身につけるためのコンピュータ実習などの専門基礎科目を取り入れる。

- (1) 基礎学力並びに専門基礎学力を身につけるために 1～2 年次の早い時期から解剖学、組織学、生理学、微生物学、生化学、病理学、免疫学、医動物学などの専門基礎科目を必修とする。
- (2) 専門知識と技術を体系的に学ぶため、2～4 年次に於いて衛生・公衆衛生学、医用工学概論などの専門基礎科目のほか、検査管理総論、臨床化学、臨床血液学、病理検査学、臨床検査総論、臨床微生物学、臨床病理学、臨床免疫学、輸血・移植検査学・同演習、

臨床薬理学、臨床生理学、遺伝子検査学及び臨床検査リスクマネジメントなどの専門科目を展開する。

- (3) 問題解決に取り組む能力や必要なデータを収集し、論理的にプレゼンテーションできる能力を涵養するため、各学生がそれぞれ研究室に所属し、研究テーマを決めて研究活動に必要な知識と手技を習得（文献読解、実験、データ解析、考察及びプレゼンテーション・発表）する卒業論文を2～4年次に配置する。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

日々進歩を遂げている臨床検査医学にあって、命の尊厳を尊重し、臨床検査技師としての医療従事者と協働しチーム医療の中で活躍できる人を育成するために、次のような人材を求めている。

- (1) 臨床検査技師として医療分野で活躍したい人
- (2) 臨床検査により得られた情報と疾患との関連に興味を持てる人
- (3) 医療の高度化に伴う専門知識と技術を積極的に習得する意欲のある人
- (4) 臨床検査学を身につけるために必要な基礎学力（特に生物と化学）を有する人

3. 食品生命科学科

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 食品生命科学についての専門的知識と実践力に加え、数理・統計学の知識、情報科学分野のスキルを持ち、食の安全・安心と人の健康の増進に活用し、科学的根拠に基づく情報発信をすることができる。（知識・理解）
- (2) 食の安全・安心と人の健康に関わる生物学・化学的分析技術と知識が社会に及ぼす影響を理解し、適切な倫理観を持ち自立かつ論理的な判断を行うことができる。（倫理観、思考・判断）
- (3) 食品生命科学に関わる科学実験やその調査結果を解析・評価するために必要となる専門的知識と技術を自ら修得するために、情報通信技術（ICT）を活用して主体的・自律的に取り組むことができる。（自律性、関心・意欲）
- (4) 食の安全・安心と食品の機能性に関わる知識を多様性のある社会において総合的に活用ことができ、他者と協働して共に成長できる。（多様性理解、態度）
- (5) 食品生命科学分野において、自らの思考・判断のプロセスを説明伝達するためのプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を持ち、ICTを活用して発信することができる。（技能・表現）

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

食品生命科学科では、生命・環境科学部の理念・目的に基づき、幅広く深い教養とともに、食の安全・安心に関わるリスク評価と食品の機能性に関する専門性を修得し、高い倫理感を身につけた人材を養成する。ICTを活用したカリキュラムの充実を図ることにより、食の安全・安心、食の健康、食の情報に関わる教育の効率化を図り、主体的・自律的な学習を促進する。

- (1) 初年度、高等学校までの履修内容の定着が十分でない学生、あるいは高等学校で履修していない科目群を持つ学生に対して、大学教育への円滑な導入を図るための「基礎生物学・同実習」、「基礎化学」、「基礎化学実習」など入門科目群を設置する。
- (2) 全ての学生が履修する基礎教育カリキュラムとして、実社会で活躍する企業人の講義を受け、卒業後に活躍できる分野を想起させることを目標とした「フレッシューズセミナー」を配置する。
- (3) 食育教育と食の健康・医療分野への応用（フードアプリケーションサイエンス）と行政機関・食品検査機関への応用（フードレギュラトリーサイエンス）分野の両者の専門科目を体系的に学ぶため、順次性に留意し該当する専門科目を設置する（2－3年）。
- (4) 大学の教育理念である人、動物、環境の共生について理解を深める「地球共生論」を配置し学科の専門分野を超えて学際的な視点を養う。
- (5) 地域社会や産業界との相互作用を通じて、広い視野で対話的な学びの能力を養う科目「インターンシップ」を設置する。
- (6) 卒業論文（3－4年）に取り組むことにより、自らの思考・判断のプロセスを説明し、伝達するためのプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力および自律性を身に付ける。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

食品生命科学科では、生命・環境科学部の理念・目的に基づき、幅広く深い教養とともに、食の安全・安心に関わるリスク評価と食品の機能性に関する専門性を持つ人材を ICT を活用し育成することを教育理念・目的とする。この目的が達成されるため、次のような資質を持つ人材を求めている。

- (1) 食品生命科学についての専門的知識を学ぶために、高校までの基礎学力（特に、生物、化学、英語、など）を有する人。（知識・理解）
- (2) 食の安全・安心と人の健康に関わる問題の解決に科学的に強い興味を持ち、論理的な判断を行うことができる人。（倫理観、思考・判断）
- (3) 食品生命科学に関わる問題を解決するための検証実験や調査に主体的・自律的に取り組むことができる人。（自律性、関心・意欲）
- (4) 主体性を持って多様な人々と協働し、能動的に地域や社会における食の安全・安心と食の健康に関わる問題を身につけた知識やプレゼンテーション・コミュニケーション能力をこれらの解決に役立てたいと考えている人。（多様性、理解、態度、技能・表現）

4. 環境科学科

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 健康な環境を創造する意欲や社会に貢献する責任感を持ち、環境の諸問題を解決するために持続的に取り組むことができる。（環境に対する問題意識と愛情を持続する力）
- (2) 環境の問題を正確に捉えるために、理化学的、生物学的、社会学的な調査・分析を行い、環境の実態（環境の健康度）とそのヒト、生態系および社会への影響を正しく評価することができる。（環境問題を発見・分析・把握する力）

- (3) 健全な環境の保護・保全のために、技術的（自然科学）、社会的（社会科学）な知識を用いて、様々な環境の問題を制御・管理し、より健全な環境の創成に取り組むことができる。（環境問題を解決する力）

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

環境科学科では、生命・環境科学部の理念・目的に基づき、ICTを活用したカリキュラムの充実をはかり、幅広い教養とともに、環境問題に関わる自然科学および社会科学に関する専門性を習得し、高い倫理観と環境と人と社会に対する深い愛情を身につけた人材を育成する。

- (1) 1 年次には大学生として必要な一般教養と、環境問題を学ぶ上で必須となる自然科学及び社会科学の導入科目を配置する。さらに、コミュニケーション能力を養うために、アクティブラーニングの要素を取り入れた科目を配置する。
- (2) 専門科目においては、環境問題の把握や解決に必要な科学知識などを段階的に習得するように、講義・実習・演習を配置する。
- (3) 環境問題を把握し解決する力を養うために、環境分析、環境衛生、環境評価、環境改善に関する自然科学系科目の講義・演習・実習を配置すると共に、社会科学系科目の講義を配置する。
- (4) 能動的な思考や現実的な解決能力を養うために、卒業論文、課題研究やインターンシップを配置する。
- (5) 化学物質の使用や労働衛生、社会調査に関する資格を取得できるように、必要な科目を配置する。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

健康な環境の創成を目標に、様々な環境の問題を発見し、その問題を解決することに粘り強く取り組める人材を育成するために、次のような人を求めている。

- (1) 化学、生物、英語などの基礎学力を有している人。
- (2) 環境保全や環境問題に強い関心がある人。
- (3) 環境科学やその対策技術について学習意欲がある人。
- (4) 環境科学科の教育理念、教育方針、教育内容等を理解し、環境保全や環境問題解決に貢献する強い意欲を持っている人。

Ⅲ. 麻布大学大学院の3つの方針

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

（修士）

動物応用科学、畜産学、生命科学、健康科学、環境科学及び社会科学それぞれの専門領域において、広い視野を持って高度な専門知識及び研究技術並びに科学者としての倫理観を備え、所定の単位を修得し、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、修士の学位を授与する。学位を授与される者は、専門性が求められる職業を担うための能力を身に付

け、人と動物と環境の共生をめざして、健康社会、食の安全に貢献することができる。

(博士)

獣医学、動物応用科学、畜産学、生命科学、健康科学、環境科学及び社会科学それぞれの専門領域において、深い学識及び卓越した高度な専門知識及び研究技術並びに社会的実践能力を備え、かつ、学術の理論及び科学者としての倫理観を備え、所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対して、博士の学位を授与する。学位を授与される者は、研究者として自立した研究活動ができる、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究・分析・提案能力を身に付け、人と動物と環境の共生をめざして、健全な社会の発展と国際貢献に寄与することができる。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

麻布大学では、大学院学生に、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に掲げる高度な専門性を持つ職業人として、獣医学、畜産学、生命科学、健康科学及び環境科学に関する専門的知識及び研究技術などを基盤とした研究能力、課題解決能力、そして科学者としての倫理観を身に付けさせるために、各専攻分野の教育に必要な講義、演習、実習等を適切に組合せた授業を編成し、研究指導する。また幅広くかつ深い学識あるいは学際的な分野の学習の機会を提供するために他研究科・他専攻の授業科目を履修する機会を設け、あるいは全学大学院生を対象にした大学院特別講義を開講している。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

麻布大学では「学理の討究と誠実なる実践」を建学の精神とし、これに則り、大学院の教育の目的を、本学の教育理念に基づいた学部での教育研究を基盤として、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、高い技術力及び研究遂行能力を養い、また高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養い、文化の進展を寄与することとしている。この目的を達成するために、獣医学研究科と環境保健学研究科を設置し、教育研究を実施している。両研究科ともに、建学の精神をよく理解し、大学院の教育の目的に賛同し、本学大学院の目指す教育を受けるに相応しい能力・適性を有し、かつ研究意欲が旺盛な者で、大学院教育を受けるに十分な学士課程修了レベルの幅広い知識と教養を有する学生を求めている。

IV. 獣医学研究科及び各課程の3つの方針

1. 獣医学研究科

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

獣医学研究科の理念・目的に沿って設定した修士課程又は博士課程の修了要件において、所定の単位を修得し、修士又は博士の学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、獣医学専攻博士課程にあっては博士（獣医学）、動物応用科学専攻博士後期課程にあっては博士（学術）、同博士前期課程にあっては修士（動物応用科学）の学位を、それぞれ授与する。学位を授与される者は、幅広い視野に立った学識を有し、獣医学又は動物応用科学に関する

専門的知識及び研究技術を持ち、人類と動物の健康社会に貢献する研究者及び教育者、又は高度な専門性を持つ職業人として社会に貢献できる能力を身に付けている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

獣医学研究科の理念・目的を実現するよう、専門分野や専攻科目の枠を超えた幅広い共通科目及び研究指導体制を組む。その上で、獣医学及び動物応用科学に関する各専門分野及び専攻科目において、特色ある講義、演習及び実験・実習によって、より深い専門的知識を習得するコースワークと、研究者として自立した研究活動を行い、高度な専門性を持つ職業人として必要な研究能力及び豊かな学識が身に付けられるように適切に配慮したリサーチワークのカリキュラムを編成する。

研究者として必要な研究倫理、課題解決能力、論理的思考力及び科学的な課題設定能力を養わせ、並びに学術発表及び質疑応答等を通じてプレゼンテーション能力や国際感覚が備わるようにする。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

獣医学研究科の理念・目的を達成するために、次のような資質を持つ人材を求めている。

- (1) 獣医学・動物応用科学に関連する諸科学の基礎知識を備えており、かつ国際化に対応できるだけの語学力を備えている人
- (2) 人類と動物の健康社会・生命科学の研究領域に関する深い探求心を持つ人
- (3) 高度な専門性を持つ職業人としての意識も持ち、国内外問わず広い視野を持って社会的使命に柔軟に応えることができる人

2. 獣医学専攻博士課程

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 博士課程にあっては、所定の修業年限である4年以上在学し、必修20単位、選択10単位計30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、博士論文を提出した者について行う学位論文の審査（ルーブリック評価）及び最終試験に合格した者に、博士（獣医学）の学位を与える。
- (2) ただし、博士課程に3年以上在学し、定められた授業科目につき課程修了必要単位を修得し、かつ、特に優れた研究業績を上げ、指導教員を含む3人以上の本研究科委員会委員が推薦し、博士論文を提出した者について行う学位論文の審査及び最終試験に合格した者には、修業年限の特例により博士（獣医学）の学位を与える。
- (3) また、博士課程修了にあたっては、以下の水準に到達していることを目安とする。
 - 1) 幅広い視野に立った学識を有し、それぞれの専門領域における高度な学識（専門的知識と見識）並びに研究技術を習得している。さらに、その学識と研究技術に基づいて独自に課題を設定し、それを解決・展開できる能力を身に付けている。
 - 2) 必要に応じて他の研究者及び研究機関との連携を図ることができる能力を身に付けている。
 - 3) 研究成果を国際的に公表するために必要な英語でのプレゼンテーション能力、コミ

コミュニケーション能力及び論文作成能力を身に付けている。

上記 3 点の能力を通じて、獣医学における高度な専門性を持つ職業人、研究者及び教育者として社会に貢献できるようにする。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

- (1) 専門分野や専攻科目の枠を超えた幅広い学識を共通科目の講義により習得させる。
- (2) 獣医学に関する専攻科目の専門的知識を、各専攻科目に配当された授業科目の講義、演習並びに実験・実習により習得させる。
- (3) それぞれの指導教員との討論のもとで、自ら主体的に各分野の先端的な研究課題に取り組み、博士論文としてまとめる。これにより、課題解決方法、論理的思考、発展的な課題設定方法についてより深く学ばせる。
- (4) 研究成果を学内の課程博士論文中間発表及び論文発表会で発表させるとともに、国内外の学会及び学術誌において発表することを支援する。これにより、日本語のみならず、英語を始めとする外国語でのプレゼンテーション及び質疑応答能力を養わせる。また、対外的な評価を受けることで、自己の研究能力を客観的に評価する機会を与える。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

獣医学専攻博士課程では、より高度な専門性を持つ職業人、研究者及び教育者の養成を目指す。そのために次のような人物を求めている。

- (1) 獣医学に関連する諸科学の基礎知識を持ち、かつ、国際的な視点を持ち合わせている人
- (2) 獣医学に関する新たな知識の創造及び新技術の開発に取り組み、それによって人類と動物の健康維持に貢献しようとする意識のある人
- (3) 獣医学にとどまらず、新たな学際的な研究領域に対しても果敢に挑戦しようとする意欲を持っている人

3. 動物応用科学専攻博士後期課程

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 博士後期課程にあつては、所定の修業年限である 3 年以上在学し、必修科目 12 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、博士論文を提出した者について行う学位論文の審査及び最終試験に合格した者に、博士（学術）の学位を与える。
- (2) ただし、博士後期課程に 2 年以上在学し、所定の課程修了必要単位数を修得し、かつ、特に優れた研究業績を上げ、指導教員を含む 3 人以上の本研究科委員会委員が推薦し、博士論文を提出した者について行う学位論文の審査（ルーブリック評価）及び最終試験に合格した者には、修業年限の特例により博士（学術）の学位を与える。
- (3) 博士後期課程修了に当たっては、以下の水準に到達していることを目安とする。
 - 1) それぞれの専門領域における高度な学識（専門的知識と見識）並びに研究技術を習得している。さらに、その学識と研究技術に基づいて独自に課題を設定し、それを解決・展開できる能力を身に付けている。

- 2) 必要に応じて他の研究者及び研究機関との連携を図ることができる能力を身に付けている。
- 3) 研究成果を国際的に公表するために必要な英語でのプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力及び論文作成能力を身に付けている。
- 4) 上記3点の能力を通じて、人と動物の健康社会に貢献する高度な専門性を持つ職業人、研究者及び教育者としての資質を備えている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

- (1) それぞれの指導教員との討論のもと、自ら主体的に各分野の先端的な研究課題に取り組み、博士論文としてまとめる。これにより、課題解決方法、論理的思考、発展的な課題設定方法についてより深く学ばせる。
- (2) 研究成果を学内の課程博士論文中間発表会及び論文発表会で発表させるとともに、国内外の学会及び学術誌において発表することを支援する。これにより、日本語のみならず、英語を始めとする外国語でのプレゼンテーション及び質疑応答能力を養わせる。また、対外的な評価を受けることで、自己の研究能力を客観的に評価する機会を与える。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

博士後期課程では、博士前期課程で修得した幅広い視野に立って、より高度な専門性を持つ職業人、研究者及び教育者の養成を目指す。そのために次のような人物を求めている。

- (1) 動物応用科学に関連する諸科学の基礎知識を持ち、かつ、国際的な視点を持ち合わせている人
- (2) 動物応用科学に関する新たな知識の創造及び新技術の開発に取り組み、それによって人類と動物の福祉、社会の平和、生物としての共生並びに文化の進展に貢献しようとする意識のある人
- (3) 動物応用科学にとどまらず、新たな学際的な研究領域に果敢に挑戦しようとする意欲を持っている人

4. 動物応用科学専攻博士前期課程

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 博士前期課程（修士課程）にあっては、所定の修業年限である2年以上在学し、必修・選択両科目を併せて30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、修士論文を提出した者について行う学位論文の審査及び最終試験に合格した者に、修士（動物応用科学）の学位を与える。
- (2) ただし、博士前期課程（修士課程）に1年以上在学し、所定の課程修了必要単位数を修得し、かつ、特に優れた研究業績を上げ、指導教員を含む3人以上の本研究科委員会委員が推薦し、修士論文を提出した者について行う学位論文の審査（ルーブリック評価）及び最終試験に合格した者には、修業年限の特例により修士（動物応用科学）の学位を与える。
- (3) 博士前期課程（修士課程）修了に当たっては、以下の水準に到達していることを目安

とする。

- 1) 幅広い視野に立った学識を有し、動物、微生物などに由来する遺伝子、細胞、タンパク質などの機能解析とその応用、食品科学における危険要因の低減、除去及び生理活性マテリアルとしての環境改善への応用、更に「健康な動物」の持つ機能の人間生活への活用、野生動物の保全・人間社会との軋轢の軽減などの研究領域に関する高度な専門知識を習得している。
- 2) それぞれの専門領域における科学的な課題設定方法、論理的思考、各分野の先端知識の収集及び実験手法など基本的な研究技術を習得している。
- 3) それぞれの研究成果を学会等において公表するために必要なプレゼンテーション能力及びコミュニケーション能力を身に付けている。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

- (1) 専門分野や専攻科目の枠を超えた幅広い学識を共通科目の講義により習得させる。
- (2) 動物応用科学に関する専攻科目の専門的知識を、各専攻科目に配当された授業科目の講義、演習並びに実験・実習により習得させる。
- (3) それぞれの指導教員のもとで、研究指導を受けながら研究課題に積極的に取り組み、修士論文としてまとめる。これにより、科学的な課題設定方法、論理的思考、各分野の先端知識及び実験手法について学ばせる。
- (4) 研究成果を学内の課程修士論文中間発表及び論文発表会で発表させるとともに、学外の学会等において発表することを支援する。これにより、プレゼンテーション及び質疑応答能力を養わせる。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

博士前期課程（修士課程）では、人と動物の健康社会を科学する高度な専門性職業人の養成を目指す。そのために次のような人物を求めている。

- (1) 学部の専門にかかわらず、人と動物の健康を科学する動物応用科学の基礎となる生物学、化学の基礎知識を持ち、かつ、国際化に対応できるだけの語学力を備えている人
- (2) 動物応用科学に強い関心を持ち、新しい知識の吸収意欲があり、かつ、それらの知識を科学的発見及び問題解決に結びつけようとする意識のある人
- (3) 動物応用科学の社会的使命をよく認識し、リーダーシップと協調性を持って問題解決に果敢に挑戦しようとする意欲を持っている人

V. 環境保健学研究科における各課程の3つの方針

1. 環境保健学研究科博士後期課程

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 博士後期課程の修了要件を満たしたもので、かつ食品科学、健康科学、環境科学の横断した分野および環境保健科学分野に関する専門的知識および学際的知識並びに独創性の高い研究能力をもち、関連する分野で自立した研究者、高度技術者および総括指導者

になる能力をもつ。

- (2) 専門的知識や学際的知識および修得した研究能力が社会に及ぼす影響を理解して、充分な倫理観を備え論理的かつ科学的に物事を判断することができる。
- (3) 自立した研究者、技術者として総括指導能力が求められる環境において、目標を明確にし、社会に貢献することができる。
- (4) 多様性のある社会において修得した専門的知識および学際的知識を総合的に活用して、社会の発展と人々の健康のために科学者、研究者として責任ある行動をとることができる。
- (5) コメディカルな分野において、総括的研究指導者として科学的根拠に基づいた正確な情報を伝達するためのプレゼンテーション能力や論文作成することができる。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

- (1) 更に高度な専門的知識を習得させるため、健康、食、環境分野の応用知識及び学際的
分野の幅広い知識を授けるとともに、所属する専門分野において独創的研究を行うた
めに「特別演習」及び「特別実験」を3年間にわたって配置する。
- (2) コメディカルな分野において、総括的研究指導者として優れたプレゼンテーション
能力や論文作成能力を養うために、入学後、早期に1人の研究指導教員及び2人の副研
究指導教員を決定し、3人の指導教員による総合的で綿密かつ高度な研究指導システ
ムをおく。
- (3) 専門領域における研究者として国際的に活躍できる人材とするため、学内外の研究
発表を積極的に推進するプログラムをおく。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

博士後期課程では、環境保健学研究科の理念・目的を達成するために、次のような資質を持つ人材を求めている。

- (1) 食品科学、健康科学、環境科学の横断した分野および環境保健科学に関連する諸科学
の修士号を取得したもの又は同等の知識学力を有するもの。
- (2) 食品科学、健康科学、環境科学の横断した分野および環境保健科学の研究領域に関
する深い探求心を持つもの
- (3) 食品科学、健康科学、環境科学の横断した分野および環境保健科学の研究課題に対し、
研究者として高い倫理観を持ち、論理的な思考を持って解決することができるもの
- (4) コメディカルな分野において高度専門職業人としての意識も持ち、国内外問わず広い
視野を持って高度な研究者、技術者あるいは統括指導者として活躍したいもの

2. 環境保健学研究科博士前期課程

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

- (1) 博士前期課程の修了要件を満たしたもので、かつ食品科学、健康科学、環境科学の横
断した分野および環境保健科学分野に関する専門的知識および学際的知識並びに研究能
力を持ち、関連する分野で中堅研究者、高度技術者になる能力をもつ。

- (2) 専門的知識や学際的知識および修得した研究能力が社会に及ぼす影響を理解して、倫理観を備え論理的かつ科学的に物事を判断することができる。
- (3) 臨床検査技術学と食品健康科学及び環境科学に関わる諸問題を総合的に解明する基礎的かつ応用的能力をもって、社会に貢献することができる。
- (4) 多様性のある社会において修得した専門的知識および学際的知識を総合的に活用して教育研究職等で活躍することができる。
- (5) コメディカルな分野において、中堅研究者、技術者として科学的根拠に基づいた正確な情報を伝達するためのプレゼンテーション能力や論文作成することができる。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

- (1) 専門分野の基礎となる幅広い知識を習得させるために、健康、食、環境分野の必修科目として開講されている授業科目の講義、実験及び実習を配置するとともに資格取得のためのプログラムを設置する。
- (2) 所属する専門分野において独創的研究を行うために「特別演習」及び「特別実験」を2年間にわたって配置する。
- (3) 修士号にふさわしい学識と倫理観を修得するため、共通科目として「アカデミック英語コミュニケーション」及び「科学者・研究者論」および他研究科の授業科目を配置する。
- (4) コメディカルな分野において、プレゼンテーション能力や論文作成能力を養うために、入学後、早期に1人の研究指導教員及び2人の副研究指導教員を決定し、研究計画から実施まで3人の指導教員により研究指導システムをおく。
- (5) 専門領域における研究者として社会的に活躍できる人材とするため、学内外の研究発表を積極的に推進するプログラムをおく。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

博士前期課程では、国の内外を問わず、またこれまでの大学・学部での専攻学科にとらわれず高い基礎学力と、将来に対する明確な目標とそれぞれの各研究分野に対して強い興味を持った人物を求めている。

- (1) 4年生大学卒業資格および同等の学力を有し、食品科学、健康科学、環境科学の横断した分野および環境保健科学に強い関心を持ち学習意欲に富んだ人
- (2) 社会人等でこれらの分野に関わる業務に就いており、さらに高度な専門性を身につけ、倫理観をもって社会に貢献する意思をもつもの
- (3) 食品科学、健康科学、環境科学の横断した分野および環境保健科学の研究課題に対し、解決しうる広範な知識を習得し、実践する意欲をもつもの

VI. 麻布大学学修の成果に係る評価等の基準（アセスメント・ポリシー）

麻布大学（以下「本学」という。）では、以下の評価指標を活用し、各部局で定める卒業

又は修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「3つの方針」という。）に基づき、学修成果の把握及び検証を行い、教育、学習及び学生支援等の改善に生かすこととする。

1. 評価計画の策定

内部質保証責任組織である教育研究会議において、毎年度評価計画（以下「アセスメント・プラン」という。）を定める。

2. 検証体制及び手続

(1) 学士課程の検証体制及び手続

教育研究会議はアセスメント・プラン（学士課程）を定めるとともに、教務委員会を通じて各学部・各学科（以下「各部局」という。）に対し、アセスメント・プラン（学士課程）に従い、3つの方針に基づいて学修成果を評価及び検証するよう期限を付して指示する。各部局は3つの方針に沿って教育活動等が行われているか、また把握した学修成果に基づき教育内容及び教育方法が適正であるか評価及び検証し、教務委員会に報告する。教務委員会はその結果を取りまとめて教育研究会議に報告する。教育研究会議において学長が本学の掲げる理念・目的の実現に向けた取組がなされているか確認を行い、改善を要する事項があると判断した場合は、教務委員会を通じて当該部局に対し、改善を指示する。

なお、GPA、入学試験結果、プレースメントテスト結果及び入学者アンケート結果を検証する場合、前段中の「教務委員会」とあるのは、「GPA」及び「プレースメントテスト結果」にあつては「教務委員会並びに獣医学部入学者選考委員会及び生命・環境科学部入学者選考委員会」、「入学試験結果」及び「入学者アンケート」にあつては「獣医学部入学者選考委員会及び生命・環境科学部入学者選考委員会」とする。また、検証に当たっては、各委員会それぞれで行うこととする。

(2) 博士前期課程及び博士課程・博士後期課程の検証体制並びに手続

教育研究会議はアセスメント・プラン（博士前期課程及び博士課程・博士後期課程）を定めるとともに、各研究科・各専攻に対してアセスメント・プラン（博士前期課程及び博士課程・博士後期課程）に従い、3つの方針に基づいて学修成果を評価及び検証するよう期限を付して指示する。各研究科・各専攻は3つの方針に基づき教育活動等が行われているか、また把握した学修成果に基づき教育内容及び教育方法が適正であるか評価及び検証し、教育研究会議に報告する。教育研究会議において学長が本学の掲げる理念・目的の実現に向けた取組がなされているか確認を行い、改善を要する事項があると判断した場合は、当該部局に対し、改善を指示する。

3. 検証結果の取扱い

検証結果について、「麻布大学内部質保証規程」及び「内部質保証のための全学的な方針及び手続」に則り、教育研究会議における学長改善指示に基づき、教育、学習及び学生支援等の改善に取り組むこととする。

4. アセスメント・プランの対象となる評価指標

(1) 学士課程を対象とする評価指標

検証方針	評価指標	授業レベル	プログラムレベル			大学レベル
		教員	学部学科	入学者選考委員会	教務委員会	教育研究会議
DP	DPに明示した学修成果の各項目における総合的な修得度及び教育課程構成比率		○		○	○
	サイエンスリテラシーテスト		○		○	○
	コンピテンシーテスト		○		○	○
	学位授与数・標準年限卒業率		○		○	○
	就職率・大学院進学率		○		○	○
	国家試験合格率		獣医学科 獣医保健看護学科 臨床検査技術学科		○	○
	GPA		○		○	○
	卒業生調査		○		○	○
	企業調査		○		○	○
	在学生調査		○		○	○
CP	DPに明示した学修成果の各項目における総合的な修得度及び教育課程構成比率		○		○	○
	GPA		○		○	○
	進級率（留年率）・退学率・休学率		○		○	○
	授業外学習時間	○	○		○	○
	科目成績	○	○			
	在学生調査		○		○	○
	授業評価アンケート	○	○			
AP	GPA		○	○	○	○
	ブレースメントテスト		○	○	○	○
	入学試験結果		○	○		○
	入学者アンケート		○	○		○

DP：ディプロマ・ポリシー／CP：カリキュラム・ポリシー／AP：アドミッション・ポリシー

(2) 博士前期課程及び博士課程・博士後期課程を対象とする評価指標

① 博士前期課程

検証方針	評価指標	授業レベル	プログラムレベル	大学レベル
		教員	研究科	教育研究会議
DP	サイエンスリテラシーテスト		○	○
	コンピテンシーテスト		○	○
	学位授与数・標準年限修了率		○	○
	ルーブリック評価		○	○
	学会発表件数		○	○

	就職率		○	○
CP	科目成績	○	○	
	学会発表件数		○	○
	授業評価アンケート	○	○	
	特別講義受講回数		○	○
	他研究科・他専攻の授業科目履修者数		○	○
AP	サイエンスリテラシーテスト		○	○
	コンピテンシーテスト		○	○
	入学試験結果		○	○

DP：ディプロマ・ポリシー／CP：カリキュラム・ポリシー／AP：アドミッション・ポリシー

② 博士課程・博士後期課程

検証方針	評価指標	授業レベル	プログラムレベル	大学レベル
		教員	研究科	教育研究会議
DP	サイエンスリテラシーテスト		○	○
	コンピテンシーテスト		○	○
	学位授与数・標準年限修了率		○	○
	ループリック評価		○	○
	論文発表件数		○	○
	学会発表件数		○	○
	就職率・就職分野		○	○
CP	科目成績	○	○	
	論文発表件数		○	○
	学会発表件数		○	○
	授業評価アンケート	○	○	
	特別講義受講回数		○	○
AP	サイエンスリテラシーテスト		○	○
	コンピテンシーテスト		○	○
	入学試験結果		○	○

DP：ディプロマ・ポリシー／CP：カリキュラム・ポリシー／AP：アドミッション・ポリシー

教員・教員組織

I. 麻布大学の求める教員像及び教員組織の編制方針

本学の理念・目的及び学部・研究科の教育研究上の目的の達成に向け、以下のとおり「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を定める。

1. 求める教員像

- (1) 卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受入れに関する方針に基づき、真摯に教育に取り組む者
- (2) 研究者として絶えず研鑽を積み、成果を生み出す者
- (3) 大学に求められている役割を認識し、他の教職員と協力して大学運営を円滑かつ効率的に推進する者

2. 教員組織の編制方針

- (1) 大学設置基準や大学院設置基準等の関連法令に基づき、学部・研究科における教育研究上必要な教員を配置する。
- (2) 教員の採用、昇任等は、本学の諸規程に基づき、教育、研究、社会貢献及び管理運営に係る業務遂行能力に関する公正かつ厳正な選考及び手続によって行う。
- (3) 教育課程の編成及び実施に関する方針及び卒業又は修了の認定に関する方針に基づいて必要な研究室を設置又は改廃する。
- (4) 階層別教員数、年齢構成、男女比等のバランスに十分に配慮した教員組織を編制する。
- (5) FD 活動及び学術研究を促進させ、質の高い学びを提供し、高い水準の教育研究成果を上げることのできる教員組織を編制する。

II. 獣医学部・各学科の求める教員像及び教員組織の編制方針

1. 獣医学部

獣医学部の理念・目的の達成に向け、以下のとおり「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を定める。

1. 求める教員像

- (1) 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受入れに関する方針に基づき、真摯に教育に取り組む者
- (2) 獣医学、獣医保健看護学及び動物応用科学における教育を行い、生命と福祉に関わる研究者として絶えず研鑽を積み、成果を生み出す者
- (3) 学部求められている役割を認識し、他の教職員と協力して学部運営を円滑かつ効率的に推進する者

2. 教員組織の編制方針

- (1) 大学設置基準等の関連法令に基づき、教育研究上必要な教員を配置する。
- (2) 教員の採用、昇任等は、「麻布大学獣医学部教員の採用（非常勤講師を含む。）・昇任基準」に基づき、教育、研究、社会貢献及び管理運営に係る業務遂行能力に関する公正かつ厳正

な選考及び手続によって行う。

- (3) 教育課程の編成及び実施に関する方針及び卒業の認定に関する方針に基づいて必要な研究室を設置又は改廃する。
- (4) 階層別教員数、年齢構成、男女比等のバランスに十分に配慮した教員組織を編制するため、若手かつ女性教員を確保し、職階、年齢、性別等の属性に著しい偏りのない教員構成を目指す。
- (5) 全学的な FD 活動並びに獣医学、獣医保健看護学及び動物応用科学における学術研究を促進させ、質の高い学びを提供し、高い水準の教育研究成果を上げることのできる教員組織を編制する。

2. 獣医学科

獣医学部獣医学科における教育研究上の目的の達成に向け、以下のとおり「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を定める。

1. 求める教員像

- (1) 教育、研究、社会活動において高い倫理観を有し、全ての学生に対して真摯に教育に取り組む者
- (2) 自身が専門とする分野の研究を継続し、研究成果を研究論文や学会発表等によって社会還元することができる者
- (3) 各獣医学系の教育上の役割を理解し、学科の円滑な運営及び発展に協力する者

2. 教員組織の編制方針

- (1) 別に定める「獣医学科教育体系※」に沿って教員を配置する。
- (2) 本学における諸規程を厳守し、教員の採用、昇任等は、教育、研究、社会貢献及び管理運営に係る業務遂行能力に関する公正かつ厳正な選考を行う。
- (3) 「獣医学科教育体系」で定めている教育研究体制の基本的事項（教員間の連携の在り方、研究室の新設・再編及び名称変更、教員の研究室所属先、教員年齢構成の目標等）に基づき、必要な研究室を設置する。
- (4) 「獣医学科教育体系」に基づいて若手かつ女性教員を確保し、職階、年齢、性別等の属性に著しい偏りのない教員構成を目指す。
- (5) 質の高い学びを提供するため、「獣医学科教育体系」に従い、高い水準の教育研究成果を上げることのできる教員組織を編制する。

※獣医学科教育体系（抜粋）

教育の系

1 基礎教育系に加えて獣医学科における専門教育は、次の5系で行う。

- (1) 基礎獣医学系：生体の基本である分子、細胞、組織、器官が有する機能的及び形態学的特性を教育する。動物を対象に生命維持に関する情報伝達、制御調節、生理機能を理解させ、生命現象の仕組みや生体分子の生物学的役割や代謝を教育する。

- (2) 病態獣医学系：微生物、寄生虫などの病原体、寄生体と宿主の相互作用を分子から個体に至る様々な水準で理解させ、疾病の発現様式や病態、免疫反応、薬物反応を教育する。
- (3) 生産獣医学系：動物性食品を中心とする生産分野における産業動物の疾病予防と事故防止を教育すると同時に、生産性向上技術としての個体又は群管理、生産獣医療も含めた高度な衛生・獣医療を教育する。
- (4) 臨床獣医学系：獣医学領域で対象にしている主な動物について、代表的な疾病の発生機序、病態を把握し、的確な診断、治療、予防法等を理解、対処できるように教育する。さらに、動物の診療は社会的責任があることを理解し、動物の生命に直接関与することから、専門領域、生命倫理、人と動物の福祉のうえからも、疾病動物と飼い主に対応できるように教育する。
- (5) 環境獣医学系：動物とヒトに共通する多くの感染症を理解し、新興感染症や再興感染症等の感染症に対する適切な対応あるいは食中毒をはじめとする食品による危害を未然に防止するための HACCP による衛生管理ができるように教育する。一方、環境汚染物質及び化学物質等の安全性評価に関する分野は、地球環境あるいは人の生活環境を考える上で重要な分野であり、このトキシコロジー分野にも対応できる教育をする。また、野生動物の生息環境や行動を理解し、環境保全に対応できるように教育する。

- 2 それぞれの系での教育科目は、麻布大学獣医学部規則別表 1 に記載されたとおりである。
各系の人員構成の比率は、現時点では、基礎獣医学系：20%強、病態獣医学系：20%弱、生産獣医学系：20%弱、臨床獣医学系：30%弱、環境獣医学系：10%強となっている。今後は、各系に配分されている科目と単位数及び教員の授業時間数などに基づいて考えるべきであり、5～10 年ごとにその比率を見直す必要がある。

- 3 系には主任(チェアパーソン)を置き、その責任者とする。

- (1) 主任は、系内での選挙により、各系に所属する専任教員(教授が望ましい)から候補者として選出する。
- (2) 主任の任期は、2 年とし、再任は妨げないが、連続 3 期はできない。

- 4 系には、副主任を置くことができる。(主任の任命制、複数の副主任を置くことも可能)

- 5 系主任の主な任務

- (1) 教育に関するコーディネート及び系教育の全体的責任を負う。
 - ① 教育内容の立案、教育費の配分の取りまとめ
 - ② 履修ガイド・シラバスの内容調整
履修ガイド・シラバスの内容を、学生が理解しやすいように担当教員と調整する。
 - ③ その他教育に関すること。
- (2) 系組織内部の人事に関する要望

- 6 教育に関する基本的事項

- (1) 各々の科目における総論は、現行のカリキュラムを基本とし、他の部分は、積極的に統合カリキュラムを取り入れる。
- (2) 特に実習は系内及び系間で話し合い、できる限り集中実習とする。
- (3) 5 年前期で獣医学に関する講義を一通り終え、共用試験は 5 年前期に実施する。共用試験を合格した学生を対象に、総合参加型臨床実習(産業動物臨床実習、小動物臨床実習等)

を行う。

- (4) 6年次は、主として獣医学特論、卒業論文作成及び総合獣医学のための期間とする。
- (5) 各講義、実習等の終了時には、学生から授業内容等についてアンケート等をとる。各系において教育内容の充実を図ることが必要である。
- (6) 実習を円滑に行うため、補助員を付ける。補助員の対象としては、大学院学生、在学生（高学年の）、研究生、卒業生等とする。臨床実習においては、研修獣医師もこの補助員とすることができる。

7 教員の採用候補者の申請は、系単位で行う。

教員の採用候補者は、助教以上とする。採用候補者は、教育の系単位の枠内で申請し、本学の本学獣医学部教員の採用(非常勤講師を含む。)・昇任基準に基づいて、原則として博士課程修了又は学位(博士)取得者から人選する。

8 教員の昇任

本学の本学獣医学部教員の採用(非常勤講師を含む。)・昇任基準にしたがって審議する。

付帯事項

以上の改革を行うに当たって、今後下記のような点について考慮及び改善が必要である。

教育研究体制の基本的事項

- 1 研究に関しては、できる限り共同研究体制を組む。
- 2 研究室の新設、再編及び名称変更については、系の合意を得た後、教授会で審議する。基本的には、現行より増加させないものとする。
- 3 研究室を構成する教員を決めるに当たり、どの研究室に所属するかは、個人の意思を尊重する。
- 4 研究費は、各教員に均等配分し、個人の責任の下に使用する。
- 5 若手及び女性教員を確保し、偏りのない教員年齢構成を目指す。
- 6 特任教員Ⅰ種は、動物病院において診療を担当し、かつ、臨床実習教育の補助を担当する者とする。

2. 獣医保健看護学科

獣医学部獣医保健看護学科における教育研究上の目的の達成に向け、以下のとおり「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を定める。

1. 求める教員像

- (1) ヒトと動物の健康と福祉の精神に則り、教育能力に優れ、指導性と協調性を有する者
- (2) 獣医保健看護学に関する知識を基盤に、動物の愛護・適正飼養学及びチーム獣医療の発展に資する教育・研究能力を持つ者
- (3) 学科に求められている役割を認識し、他の教職員と協力して学科運営を円滑かつ効率的に推進する者

2. 教員組織の編制方針

- (1) 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受入れに

関する方針並びにその他各種方針を踏まえ、教育研究の質を保証する教育研究体制を整備する。

- (2) 獣医療看護分野及び愛護・適正飼養分野で活躍する人材を養成するため、高度な専門性を有する教員及び実務経験を有する教員等、多彩な教員構成を目指し、諸規程を遵守の上、公正かつ厳正な選考及び手続によって採用等を行う。
- (3) 教育課程の特色を発揮させるため、獣医保健看護学、獣医学をはじめ基礎医学、歯学、畜産学、社会学分野等で活躍している教育研究者並びに臨床動物看護学及び臨床獣医学分野で活躍している実務経験者を配置する。また、別に定める「獣医学科教育体系」を参考に、教育体制として教育の系を置くこととし、系は基礎教育及び愛護・適正分野の科目を担当する「愛護・適正飼養学系」並びに専門分野である獣医療看護分野の科目を担当する「獣医基礎看護学系」及び「獣医臨床看護学系」とする。
- (4) DEI（ダイバーシティ・エクイティ・インクルージョン）を推進するため、専任教員の男女比のバランスを考慮しつつ、若手かつ女性教員を確保し、職階、年齢、性別等の属性に著しい偏りのない教員構成を目指す。
- (5) 全学的な FD 活動及び獣医保健看護学における学術研究を促進させ、質の高い学びを提供し、高い水準の教育研究成果を上げることのできる教員組織を編制する。

3. 動物応用科学科

獣医学部動物応用科学科における教育研究上の目的の達成に向け、以下のとおり「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を定める。

1. 求める教員像

- (1) 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受入れに関する方針に基づき、真摯に教育に取り組む者
- (2) 動物応用科学における教育を行い、生命科学と動物人間共生学に関わる研究者として絶えず研鑽を積み、成果を生み出す者
- (3) 学科に求められている役割を認識し、他の教職員と協力して学科運営を円滑かつ効率的に推進する者

2. 教員組織の編制方針

- (1) 大学設置基準等の関連法令に基づき、教育研究上必要な教員を遅滞なく配置する。
- (2) 教員の採用、昇任等は、「麻布大学獣医学部教員の採用（非常勤講師を含む）・昇任基準」に基づき、教育、研究、社会貢献及び管理運営に係る業務遂行能力に関する公正かつ厳正な選考及び手続によって行う。
- (3) 「獣医学科教育体系」を参考に教育研究体制を整備し、研究室の新設及び再編を行う。
- (4) 階層別教員数、年齢構成、男女比等のバランスに十分に配慮した教員組織を編制する。また、退職教員を考慮した採用計画に基づき、若手かつ女性教員を確保し、職階、年齢、性別等の属性に著しい偏りのない教員構成を目指す。
- (5) 全学的な FD 活動及び動物応用科学における学術研究を促進させ、質の高い学びを提供し、高い水準の教育研究成果を上げることのできる教員組織を編制する。

Ⅲ. 生命・環境科学部・各学科の求める教員像及び教員組織の編制方針

1. 生命・環境科学部

生命・環境科学部の理念・目的の達成に向け、以下のとおり「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を定める。

1. 求める教員像

- (1) 教員としての資質と品格を持ち、教育能力に優れ、指導性、協調性を有する者
- (2) 研究活動、学会活動を積極的に行い、職位に応じた研究業績を有する者
- (3) 大学の役割を理解し、社会活動や地域貢献を積極的に行うとともに、大学・学部管理運営や組織活動に協調性をもって参画できる者

2. 教員組織の編制方針

- (1) 教育研究に必要な組織を備えた学科及び収容定員を学則によって定め、大学設置基準が学部の種類や規模に応じて定める教授等の数を満たす教員組織を編制する。教員組織は、教授、准教授、講師、助教の専任教員及び特任教員から構成する。
- (2) 教員の採用、昇任等は、「麻布大学生命・環境科学部における専任教員の採用・昇任の選考に関する基準」及びその他大学が定める規則に基づき、教育、研究、社会貢献及び管理運営に係る業務遂行能力に関する公正かつ厳正な選考及び手続によって行う。
- (3) 学科の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じて必要な教員を配置する。
- (4) 教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の年齢層・性別に著しく偏ることのないよう配慮する。
- (5) 全学的な FD 活動並びに生命科学及び環境科学における学術研究を促進させ、質の高い学びを提供し、高い水準の教育研究成果を上げることのできる教員組織を編制する。

2. 臨床検査技術学科

生命・環境科学部臨床検査技術学科における教育研究上の目的の達成に向け、以下のとおり「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を定める。

1. 求める教員像

- (1) 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受入れに関する方針に基づき、真摯に教育に取り組む者
- (2) 臨床検査技術学における教育を行い、医療と社会福祉に関わる研究者として絶えず研鑽を積み、成果を生み出す者
- (3) 学科に求められている役割を認識し、他の教職員と協力して学科運営を円滑かつ効率的に推進する者

2. 教員組織の編制方針

- (1) 大学設置基準等の関連法令に基づき、教育研究上必要な教員を遅滞なく配置する。
- (2) 教員の採用、昇任等は、「麻布大学生命・環境科学部における専任教員の採用・昇任の選考に関する基準」及びその他大学が定める規則に基づき、教育、研究、社会貢献及び管理運営に係る業務遂行能力に関する公正かつ厳正な選考及び手続によって行う。
- (3) 教育課程の編成及び実施に関する方針及び卒業の認定に関する方針に基づき、必要な教員を配置する。

- (4) 教育研究の活性化を図るため、階層別教員数、年齢構成、男女比等のバランスに十分に配慮した教員組織を編制するよう配慮する。
- (5) 全学的な FD 活動並びに医学及び生命科学における学術研究を促進させ、質の高い学びを提供し、高い水準の教育研究成果を上げることのできる教員組織を編制する。

3. 食品生命科学科

生命・環境科学部食品生命科学科における教育研究上の目的の達成に向け、以下のとおり「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を定める。

1. 求める教員像

- (1) 食品科学、食品衛生などの食品分野、生命科学分野で広く活躍する人材を養成するための専門性及び指導力を有する者
- (2) 専門分野において真摯に研究活動を行い、研究成果を上げる能力を有する者
- (3) 社会及び地域と有機的に連携し貢献する積極性を有するとともに、組織における様々な取組に協力しながら学科運営に尽力できる者

2. 教員組織の編制方針

- (1) 大学設置基準等の関連法令に基づき、教育研究上必要な教員組織を編制する。
- (2) 教員の採用、昇任等は、「麻布大学生命・環境科学部における専任教員の採用・昇任の選考に関する基準」及びその他大学が定める規則に基づき、教育、研究、社会貢献及び管理運営に係る業務遂行能力に関する公正かつ厳正な選考及び手続によって行う。
- (3) 教育課程の編成及び実施に関する方針及び卒業の認定に関する方針に基づき、専門分野に関連する研究室を設置し、必要な教員を配置する。
- (4) 年齢、職位、男女比等を考慮して、バランスの取れた教員構成となるよう組織を編制する。
- (5) 全学的な FD 活動並びに食品科学及び生命科学における学術研究を促進させ、質の高い学びを提供し、高い水準の教育研究成果を上げることのできる教員組織を編制する。

4. 環境科学科

生命・環境科学部環境科学科における教育研究上の目的の達成に向け、以下のとおり「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を定める。

1. 求める教員像

- (1) 環境科学に対して、それぞれの専門的な見地から有する知識や技術を学内外の教員や学生と協調して教授する指導的能力・教育能力を有しており、真摯に実行できる者
- (2) 環境科学及び自らの専門に係る研究活動・学会活動を積極的に推進し、職位に応じた研究業績を有する者
- (3) 環境科学に関する社会的な要請を理解した上で、社会活動や地域貢献、大学・学部及び学科の管理運営や組織活動に、それぞれ積極性かつ協調性をもって参画できる者

2. 教員組織の編制方針

- (1) 学則によって定められた収容定員に準じ、大学設置基準が学部の種類や規模に応じて定める教授等の数を満たし、かつ学生一人一人にきめ細かく教育できる教員組織を編制する。教員組織は、教授、准教授、講師、助教の専任教員及び特任教員から構成する。

- (2) 教員の採用、昇任等は、学部で定める専任教員の採用・昇任の選考に関する基準及びその他大学が定める規則に基づき、教育、研究、社会貢献及び管理運営に係る業務遂行能力に関する公正かつ厳正な選考及び手続によって行う。
- (3) 環境科学の教育に必要な教員を配置するとともに、研究室を設置する。
- (4) 教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の年齢層・性別に著しく偏ることのないよう配慮する。
- (5) 全学的な FD 活動及び環境科学における学術研究を促進させ、質の高い学びを提供し、高い水準の教育研究成果を上げることのできる教員組織を編制する。

IV. 獣医学研究科の求める教員像及び教員組織の編制方針

本学の理念・目的及び獣医学研究科の教育研究上の目的の達成、特に修士や博士といった高度専門人材育成に向け、以下のとおり「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を定める。

1. 求める教員像

- (1) 修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受入れに関する方針に基づき、真摯に教育に取り組む者
- (2) 研究者として絶えず研鑽を積み、学術の発展に寄与する最先端の成果を生み出し、社会に貢献できる者
- (3) 大学院に求められている役割を認識し、教育者及び研究者としての倫理観を備え、他の教職員と協力して大学院運営を円滑かつ効率的に推進する者

2. 教員組織の編制方針

- (1) 大学院設置基準等の関連法令に基づき、教育研究上必要な教員を配置する。
- (2) 研究科構成員の資格審査及び再評価は、本学における諸規程に基づき、教育、研究、社会貢献及び管理運営に係る業務遂行能力に関する公正かつ厳正な選考及び手続によって行う。
- (3) 教育課程の編成及び実施に関する方針及び修了の認定に関する方針に基づき、学部に設置された研究室の協力を得て、必要な研究分野を置く。
- (4) 研究指導教員、研究指導補助教員及び授業担当教員について教育上必要な人数を確保し、個々の研究領域に適切な教員組織を編制する。
- (5) FD 活動及び学術研究を促進させ、質の高い学びを提供し、高い水準の教育研究成果を上げることのできる教員組織を編制する。

V. 環境保健学研究科の求める教員像及び教員組織の編制方針

本学の理念・目的及び環境保健学研究科の教育研究上の目的の達成、特に修士や博士といった高度専門人材育成に向け、以下のとおり「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を定める。

1. 求める教員像

- (1) 修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受入れに関する方針に基づき、真摯に教育に取り組む者

- (2) 研究者として絶えず研鑽を積み、学術の発展に寄与する最先端の成果を生み出し、社会に貢献できる者
- (3) 大学院に求められている役割を認識し、教育者及び研究者としての倫理観を備え、他の教職員と協力して大学院運営を円滑かつ効率的に推進する者

2. 教員組織の編制方針

- (1) 大学院設置基準等の関連法令に基づき、教育研究上必要な教員を配置する。
- (2) 研究科構成員の資格審査及び再評価は、本学における諸規程に基づき、教育、研究、社会貢献及び管理運営に係る業務遂行能力に関する公正かつ厳正な選考及び手続によって行う。
- (3) 教育課程の編成及び実施に関する方針及び修了の認定に関する方針に基づき、学部に設置された研究室の協力を得て、必要な研究分野を置く。
- (4) 研究指導教員、研究指導補助教員及び授業担当教員について教育上必要な人数を確保し、個々の研究領域に適切な教員組織を編制する。
- (5) FD 活動及び学術研究を促進させ、質の高い学びを提供し、高い水準の教育研究成果を上げることのできる教員組織を編制する。

学生支援

I. 学生支援の方針

1. 学生支援の基本方針

- (1) 修学に関する相談体制等を整備し、学生が必要とする修学支援を行う。
- (2) 安心・安全で快適な学生生活を送るための環境整備及び学生が必要とする生活・健康支援を行う。
- (3) 経済的な援助を必要とする学生への支援を行う。
- (4) キャリア形成及び就職に関して学生が必要とする支援を行う。
- (5) 精神的な援助を必要とする学生への支援を行う。
- (6) 障がい等のある学生への支援を行う。
- (7) 学生支援を充実させるため、父母等との連携を図る。

2. 修学支援の方針

- (1) 修学に関する継続的な支援体制を検討・整備し、クラス担任又は研究室担当教員及び事務担当者が相互に連携して学生の相談・支援に取り組む。
- (2) 成績不良者、留年者、休・退学者等については、早期に状況の把握と分析を行い、効果的かつ具体的な対策を講じる。

教育研究等環境

I. 教育研究等環境の整備に関する方針

1. 基本方針

「キャンパスマスタープラン第IV期」の基本概念として策定した「キャンパス整備における 4 つの柱」を教育研究環境整備の基本方針として取り組む。

＜キャンパス整備における 4 つの柱＞

- (1) 学理討究：建学の理念を具現化するキャンパス
- (2) 環境共生：人・動物・自然環境を意識するキャンパス
- (3) 安心・安全：あらゆる状況において危機管理が徹底された信頼性の高いキャンパス
- (4) 持続・繁栄：時を経るごとに価値を高めていくキャンパス

2. キャンパス整備

第 4 中期目標・中期計画に示された重点施策事業計画「参加型臨床実習（産業動物）の維持と充実」及び「動物病院改修工事の早期着工（参加型臨床実習の実施を見据えた改築及び増築）」、併せて、「キャンパスマスタープラン第Ⅲ期」の一部未完了の事業（牛舎、羊舎、隔離施設、堆肥舎・周辺整備、動物病院改修）を継続する。また、耐用年数が満了に近づく一部建物及び主要な建物にあっては、既存建物・施設設備の大規模改修に向けて取り組む。

3. 教育研究設備の整備

教育研究用及び動物病院獣医療用設備の現状を勘案し、効果的・効率的活用を推進するとともに、教育研究に係る将来構想を考慮し、計画的な整備を進める。

4. 情報システムの整備

これまでに構築した情報システムを維持するとともに、情報通信技術（ICT）を活用した教育と研究活動の充実をサポートし、学生ならびに教職員が ICT 活用の果実を実感できるように努める。

5. 図書・学術雑誌の整備（収書方針）

- (1) 基本的・標準的な図書資料に関して遺漏がないよう努め、新規に必要な資料を精査しつつ、適宜更新する。
- (2) 対立する学説や意見が存在する問題に関しては、各立場の図書資料の公平な収集に努める。
- (3) 著者の思想的・宗教的・政治的立場にとらわれることなく収集する。

6. 研究環境

本学の研究ブランドを確立するため、「ヒト」「動物」又は「生物を取り巻く環境」の幅広い研究分野を有する研究者の能力が最大限発揮できるよう、研究支援を充実させることを目的とし、

- (1) 研究推進・支援本部は、本学の研究の更なる活性化と発展のために、研究大綱を策定・周知し、その大綱に基づき時代の先駆けとなる研究を発信する。
- (2) ヒトと動物の共生科学センターの活動を通して、新たな学問領域の創設を目指すとともに、研究と教育の一体化を実現させ、獣医系・生命科学系大学として麻布大学らしさを反

映した新たな教育研究体制を整備する。

7. 研究倫理

研究者の純粋で素朴な科学的興味から発した研究の実施には、常に倫理感を持って取り組む必要がある。また、学術の潮流となったオープンサイエンスによる情報の公開と可視化を通じて科学の信頼を取り戻し、研究者各自の倫理感を醸成し、更なる高みを目指すために、

- (1) 競争的研究費の適正な運営・管理の取組として、「麻布大学競争的研究費等の運営・管理に関する規程」を遵守し、毎年更新する「麻布大学競争的研究費等執行マニュアル」及び「麻布大学競争的研究費等不正防止計画」を周知すると共に、競争的研究費に係る物品購入にあつては、物品購買システム（オフサイド）を原則使用することを義務づける。
- (2) 研究活動における不正行為の防止の取組として、「麻布大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を遵守し、文部科学省からの通知等を周知徹底する
- (3) 研究倫理教育として、研究活動における不正行為や研究費の不正使用についての研究規範遵守に対する意識を高めるために、セミナーの開催及び APRIN e-ラーニングプログラムの受講を義務づける。

社会連携・社会貢献

I. 社会連携・社会貢献に関する方針

1. 地域連携・社会貢献・生涯学習・高大連携

- (1) 人、動物、環境を教育研究する大学として、地球共生系への学術進展へのミッションを掲げ、これらの分野の教育研究の充実・発展を図るとともに、獣医療・人の健康・環境分析における社会貢献を積極的に推進し、その成果を社会に還元する。
- (2) 地域社会との連携の推進及び卒後教育等公開講座を通じて生涯学習の充実を図るため、地域連携センターを設置し、教育研究上の成果を社会に還元し、大学と地域との連携強化を図る。
- (3) 地方自治体と協力して、学生教育の一貫として、地域活性化及び環境教育などに協力し、必要に応じて、地域活性化に資する研究を支援する。
- (4) 教職員の専門性を活かして、学外からの教職員の派遣依頼に対して、積極的に協力するとともに、報酬費用などを学園に一旦納付する仕組みを継続する。
- (5) 行政機関等から教職員の派遣依頼及び政策に対する提言などについて、積極的に推進する。

2. 産学連携

知の創造と活用に大きな価値をおく知識社会の到来を認識し、教育・研究を通じた長期的視点からの社会貢献に加え、研究成果を直接的に社会に還元し活用を図ることで、社会的存在としての麻布大学の存在理由を明らかにしていくために、

- (1) 本学の「ヒト」、「動物」又は「生物を取り巻く環境」を基盤とした知的な資産を研究推進・支援本部として一元管理し、研究シーズの発掘・企業や自治体等との連携契約・知的財産の手續と保全・ライセンス等による社会実装を推し進める。
- (2) 産学連携や知的財産に関するセミナーを通して、税金や学納金を原資とする研究成果等を知的な資産として保護し、社会へ還元・普及させることの意識の醸成を図る。

3. 国際交流

学術交流協定校をはじめとする諸外国の大学との交流により教育・研究交流を推進するとともに、本学学生・教員の資質向上と国際的視野の涵養を図る。

大学運営・財務

I. 大学運営に関する方針

1. 基本方針

大学及び高等学校を含めた学園を取り巻く経営環境の悪化と社会情勢の変化に迅速に対応するため、簡素で効率的、かつ、機動的な意思決定と着実な執行及び教育学術研究成果を広く社会に還元する管理運営体制の構築を目指す。また、このような大学運営には教員と職員の協働が必要不可欠であるとの認識の下、必要な体制を整備するとともに、教職員の資質向上のため組織的な SD 活動を継続して行う。

2. 法人組織

「学生・生徒第一主義」の下、大学の教育・学術研究の発展及び高等学校の教育の発展のため、学園教職員個々人のキャリア形成に資する体系化された人材育成を目指す。また、2021 年度から 2025 年度を第 4 期中期目標・中期計画期間として、教学組織と連携して本学の教育理念の実現に取り組む。

学長の任命方法については、2021 年度から変更し、理事会があらかじめ示した次期麻布大学長に求められる学長像との合致性、法人経営及び大学運営の見地から適任者としての可否等を理事会で評価し、学長を任命する方式とした。

3. 教学組織

内部質保証に責任を負う麻布大学教育研究会議（以下「教育研究会議」という。）の下、透明性、公正性及び機能性のある管理運営を行う。学長の意思が各部局単位及び教員各位に円滑に伝わるとともに、各学部及び各研究科における、①卒業又は修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、②教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び③入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の 3 つのポリシー並びに学術的特性と「学修の成果に係る評価等の基準（アセスメントポリシー）」に基づいた PDCA サイクルを回しながら施策を実行できる体制とする。

また、各学部長及び各研究科長は、教授会の審議結果を学長に報告し、学長はその意見を聴いて最終的な決定を行う。

全学にかかわる事項に関しては、学長の意思決定に先立ち、教育研究会議で審議し、それを基に学長が最終意思決定を行い、各学部及び各研究科にフィードバックするほか、各学部から選出された委員で構成される各学部の各種委員会及び全学組織の各種委員会によって、所掌ごとに集中的にそれぞれの課題について審議し、その結果を学長に意見を述べる体制とする。

さらに、本学の管理運営に関し、次の各号に掲げる事項については、理事会が意思決定を行うに当たり、あらかじめ学長が理事会に意見を述べることを着実にを行う。

- (1) 学生定員及び学生入学者数に関する事項
- (2) 大学の学部・学科、大学院の研究科の設置・廃止に関する事項
- (3) 教育研究事業を対象とする補助金に関する事項
- (4) 教職員の採用及び身分に関する事項
- (5) 教職員役職者の任免に関する事項
- (6) 大学の重要な規程の制定・改廃に関する事項
- (7) 大学の式典・行事に関する事項
- (8) 他大学等との協定の締結に関する事項

- (9) その他理事長又は学長が必要と認めた事項

4. 事務組織

1. 基本方針

- (1) 事務体制及び規則等を整備し、育児や介護との両立など、働く者のニーズの多様化への対応を図る。
- (2) 大学業務の支援を十分に機能させるため、事務職員の意欲・資質の向上を図る。

2. 行動方針

- (1) 定期的な人事異動を実施する等、組織を活性化するとともに、事務組織及び分掌等の見直しを行う。
- (2) 残業削減への取組及び職場環境を良くするよう努める。
- (3) 情報公開を推進する。